

令和元年台風第 19 号等による災害に係る
雇用調整助成金の特例措置に関する Q & A

(令和元年 12 月 4 日版)

令和元年台風第 19 号、第 20 号及び第 21 号（以下、「19 号等」という）による災害に伴い、雇用調整助成金の特例措置等を実施しているところです。

この Q & A には、当該特例措置等に関する考え方や取扱いを記載しておりますので、ご参照いただければと考えております。

具体的な取扱いやご相談は、[お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）](#)にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

令和元年台風第19号等に伴う雇用調整助成金の特例措置に関するQ & A

目次

- 問1 今回の特例措置の趣旨・目的について教えてください。
- 問2 遡及適用について内容を教えてください。
- 問3 生産指標の要件緩和について教えてください。
- 問4 起業後1年未満の事業主も対象とする特例措置について教えてください。
- 問5 雇用量要件の緩和について教えてください。
- 問6 助成率の引き上げについて教えてください。
- 問7 支給限度日数の延長について教えてください。
- 問8 助成対象者の拡大について教えてください（雇用したばかりの人も対象にできるのですか）。
- 問9 クーリングの撤廃について教えてください（以前受給したことがあるのですが、再度受給可能でしょうか）。
- 問10 台風に伴う「経済上の理由」について教えてください。
- 問11 特例措置はいつからいつまで適用されるのですか。
- 問12 雇用調整助成金の「休業」について教えてください。
- 問13 雇用調整助成金の「休業」について、全員を休業させなくてはならないのでしょうか。
- 問14 「起業後1年未満」の「起業」について教えてください。
- 問15 「生産指標」の提出について教えてください。

問 1	<p>今回の特例措置の趣旨・目的について教えてください。 また、どのような特例があるのでしょうか。</p>
答 1	<p>○ 今般の台風第 19 号等の影響により、事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響の継続が生じています。 厚生労働省では、台風に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向（以下、「休業等」といいます。）を行い、労働者の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金等の一部を助成しています。</p> <p>○ 特に、台風第 19 号等による被害については、被害が広範囲にわたり、長期化することが懸念されるため、雇用への大きな影響を考慮し雇用調整助成金の支給要件を緩和するとともに、助成率の引き上げや 1 年間の支給限度日数を延長するなどの特例措置を設け、労働者の雇用の維持を行った事業主に対して、より幅広く、この助成金を支給することとしました。</p> <p>○ 台風第 19 号等に伴う特例は以下のとおり実施しています。</p> <p>① <u>災害発生日に遡っての休業等計画届の提出を可能とします。</u> 詳細は、<u>答 2</u>を参照してください</p> <p>② <u>生産指標の確認期間を 3 か月から 1 か月に短縮します。</u> 詳細は、<u>答 3</u>を参照してください</p> <p>③ <u>災害発生時に起業後 1 年未満の事業主についても助成対象とします。</u> 詳細は、<u>答 4</u>を参照してください</p> <p>④ <u>最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。</u> 詳細は、<u>答 5</u>を参照してください</p> <p>⑤ <u>休業（教育訓練、出向は除きます。）を実施した場合の助成率を引き上げます。</u> 詳細は、<u>答 6</u>を参照してください</p> <p>⑥ <u>支給限度日数を延長します。</u> 詳細は、<u>答 7</u>を参照してください</p> <p>⑦ <u>対象となる労働者を拡大します。</u> 詳細は、<u>答 8</u>を参照してください</p> <p>⑧ <u>過去に雇用調整助成金を受給していた事業主に対する受給制限を廃止します。</u> 詳細は、<u>答 9</u>を参照してください</p>

問2	遡及適用について内容を教えてください。
答2	<p><u>災害発生日に遡っての休業等の計画届の提出を可能とします。</u></p> <p>通常は、助成対象となる休業等を行うに当たり、事前に休業等の計画届を労働局又はハローワークに提出する必要があります。</p> <p>今回の特例措置では、災害発生日である令和元年10月12日以降に初回の休業等を行う計画届の提出について、令和2年1月20日までに提出いただければ、休業前に提出があったものとして扱います。</p>

問3	生産指標の要件緩和について教えてください。
答3	<p><u>生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。</u></p> <p>通常は、(※)生産指標の減少(10%以上)を初回の休業等の届出前の3か月間について、対前年比で確認しています。</p> <p>今回の特例措置では、最近1か月の生産指標が、前年同期に比べ10%以上減少した場合には、生産指標の支給要件を満たしたのものとして取り扱うこととします。</p> <p>(※)生産指標とは、販売量、売上高等の事業活動を示す指標のことです。</p>

問4	起業後1年未満の事業主も対象とする特例措置について教えてください。
答4	<p><u>災害発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とします。</u></p> <p>通常は、生産指標を前年同期と比較できる事業主が対象であり、起業後1年未満の事業主は前年同期と生産指標を比較できないため支給対象となりません。</p> <p>今回の特例措置では、災害発生日において、起業後1年未満の事業主についても支給対象とします。その際、生産指標は決算月次である災害発生前1か月とで比較します。</p> <p>例) 暦月で月次決算をしている事業所において、12月に休業等の届出をする場合には、直近の決算月次である11月と発災前直近の決算月次である9月とを比較することになります。</p>

問5	雇用量要件の緩和について教えてください。
答5	<p><u>最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。</u></p> <p>通常は、雇用保険被保険者や受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度(※)増加している場合に助成対象とはなりません。</p> <p>今回の特例では、その要件を撤廃し、最近3か月の雇用量が対前年比で増加している事業主も対象とします。</p> <p>※ 前年同期と比べ5%以上を超えかつ6名以上増加していないこと。</p> <p>中小企業事業主の場合は、10%を超えかつ4名以上増加していないこと。</p>

問 6	助成率の引き上げについて教えてください。
答 6	<p>通常は、事業所が従業員を休業（教育訓練、出向は除きます。）させた場合、要した費用について、大企業は1／2、中小企業は2／3が助成されます。</p> <p>今回の特例では、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県又は静岡県内に所在する事業所が、令和元年台風第19号等による災害に伴い、従業員を休業させた場合の休業手当について、要した費用について大企業は2／3、中小企業は4／5が助成されるものです。</p>

問 7	支給限度日数の延長について教えてください。
答 7	<p>通常は、雇用調整助成金を受給できる休業等日数の上限は、1年間で100日までです。</p> <p>今回の特例では、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県又は静岡県の区域内に所在する事業所が、令和元年台風第19号等による災害に伴い、従業員を休業させた場合、<u>1年間で300日まで</u>助成対象とするものです。</p>

問 8	助成対象者の拡大について教えてください（雇用したばかりの人も対象にできるのですか）。
答 8	<p><u>助成金の対象となる労働者を拡大します。</u></p> <p>通常は、新規採用者など雇用保険の被保険者として継続して雇用されている期間が6か月未満の労働者を休業等させた分については、助成の対象とはなりません。</p> <p>しかし、今回の特例では、このような6か月未満の労働者を休業等させた分についても助成対象とします。</p>

問 9	クーリングの撤廃について教えてください（以前受給したことがあるのですが、再度受給可能でしょうか）。
答 9	<p><u>過去に雇用調整助成金を受給していた事業主に対する受給制限を廃止します。</u></p> <p>通常は、過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主は、前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していない場合は助成対象となりません。</p> <p>しかし、今回の特例では、前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していない事業主も助成対象とします。</p> <p>※通常は、雇用調整助成金には、1年間で100日までという休業等日数の支給上限に加え、3年間で150日までという通算の支給上限もありますが、台風第19号等に伴う経済上の理由による休業等であれば、その制限を受けず、1年間で300日まで助成対象となります。</p>

問 10	台風に伴う「経済上の理由」について教えてください。
答 10	<p>○ 風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりません。</p> <p>○ 災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は、助成対象となります。</p> <p>(経済上の理由例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない ・風評被害により、観光客が減少した ・施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能 <p>個別のお問い合わせにつきましては、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）にご相談ください。</p>

問 11	特例措置はいつからいつまで適用されるのですか。
答 11	<p>○ <u>災害発生日までに遡っての休業等の計画届の提出を可能とする特例措置（答2）は、令和元年10月12日以降の休業等について、令和2年1月20日までに届け出られた休業等の計画まで適用されます。</u></p> <p>○ 1以外の特例措置（答3～5）は令和元年10月12日以降の休業等について、初回の届出時に事業主が設定する<u>休業等の初日が、発災6か月後の令和2年4月11日のものまで適用されます。</u></p> <p>(注) 令和2年4月11日までに届け出ても、初回の休業等の初日が令和2年4月12日以降の休業等の届け出は特例の対象になりません</p> <p>○ 詳細は、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）にご相談ください。</p>

問 12	雇用調整助成金の「休業」について教えてください。
答 12	<p>○ 雇用調整助成金の助成対象となる「休業」とは、<u>所定労働日に従業員である労働者を休ませるものをいいます。</u>単に事業所が営業を休むことをいうではありません。</p> <p>○ そのため、従業員を出勤させ、清掃等の後片付けや内部の事務処理等の業務をさせている場合は、「休業」に該当せず、雇用調整助成金の対象とはなりません。</p>

問 13	雇用調整助成金の「休業」について、全員を休業させなくてはならないのでしょうか。
答 13	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全員でなく、一部の従業員を休業させる場合も雇用調整助成金の対象になります。 ○ 例えば、事業所の半分の従業員を出勤とし、清掃等の業務をさせ、半分の従業員を休業させる場合、休業させた従業員分の休業手当は、雇用調整助成金の対象となります。 ○ ただし、終日ではなく、短時間休業を行う場合には、<u>1時間以上、かつ、従業員全員が一斉に休業する必要があります。</u>

問 14	「起業後1年未満」の「起業」について教えてください。
答 14	<ul style="list-style-type: none"> ○ この「起業」とは、雇用保険適用事業所として設置の届出をした時点をいいます。 ○ 雇用保険設置日から1年以上経過している場合には、前年同期の生産指標との比較となります。

問 15	「生産指標」の提出について教えてください。
答 15	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用調整助成金を受給する場合には、生産指標の要件を満たしている必要があります。本特例を利用する場合には、原則、<u>発災後の期間を含む、届出の直近の決算月次の生産指標</u>（販売量、売上高等の事業活動）を提出することが必要です。 ○ 現在、支給要件の緩和については、生産指標（答3）と、雇用量の要件緩和の特例（答5）がありますので、詳しくは、<u>お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）</u>までお問い合わせください。

○雇用調整助成金の制度概要はこちらです（[制度概要パンフレット](#)）

○雇用調整助成金のガイドブックはこちらです（[ガイドブック](#)）

○雇用関係助成金共通の要件はこちらです（[共通の要件](#)）